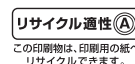


令和5年10月1日現在

No	法務局・地方法務局名	郵便番号	所在地	電話番号
1	東京法務局	102-8225	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	(03) 5213-1234
2	横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	(045) 641-7461
3	さいたま地方法務局	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	(048) 851-1000
4	千葉地方法務局	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3	(043) 302-1311
5	水戸地方法務局	310-0061	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	(029) 227-9911
6	宇都宮地方法務局	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	(028) 623-0918
7	前橋地方法務局	371-8535	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	(027) 221-4466
8	静岡地方法務局	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	(054) 254-3555
9	甲府地方法務局	400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府地方合同庁舎	(055) 252-7151
10	長野地方法務局	380-0846	長野市大字長野旭町1108	(026) 235-6611
11	新潟地方法務局	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	(025) 226-0955
12	大阪法務局	540-8544	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	(06) 6942-1481
13	京都地方法務局	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東上生洲町197	(075) 231-0131
14	神戸地方法務局	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	(078) 392-1821
15	奈良地方法務局	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	(0742) 23-5534
16	大津地方法務局	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	(077) 522-4671
17	和歌山地方法務局	640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	(073) 422-5131
18	名古屋法務局	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	(052) 952-8111
19	津地方法務局	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	(059) 228-4191
20	岐阜地方法務局	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	(058) 245-3181
21	福井地方法務局	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	(0776) 22-5090
22	金沢地方法務局	921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076) 292-7810
23	富山地方法務局	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	(076) 441-0550
24	広島法務局	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30	(082) 228-5201
25	山口地方法務局	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	(083) 922-2295
26	岡山地方法務局	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	(086) 224-5656
27	鳥取地方法務局	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	(0857) 22-2191
28	松江地方法務局	690-0001	松江市東朝日町192番地3	(0852) 32-4200
29	福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	(092) 721-4570
30	佐賀地方法務局	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	(0952) 26-2148
31	長崎地方法務局	850-8507	長崎市万才町8-16	(095) 826-8127
32	大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	(097) 532-3161
33	熊本地方法務局	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	(096) 364-2219
34	鹿児島地方法務局	890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2	(099) 259-0636
35	宮崎地方法務局	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	(0985) 22-5124
36	那覇地方法務局	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	(098) 854-7950
37	仙台北法務局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	(022) 225-5611
38	福島地方法務局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	(024) 534-1111
39	山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	(023) 625-1321
40	盛岡地方法務局	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	(019) 624-1141
41	秋田地方法務局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	(018) 862-6531
42	青森地方法務局	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	(017) 776-6231
43	札幌法務局	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	(011) 709-2311
44	函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138) 23-7511
45	旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	(0166) 38-1111
46	釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路合同庁舎	(0154) 31-5000
47	高松法務局	760-8508	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	(087) 821-6191
48	徳島地方法務局	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	(088) 622-4171
49	高知地方法務局	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	(088) 822-3331
50	松山地方法務局	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	(089) 932-0888

※本店の所在地を管轄の登記所にお問い合わせください。



忘れないで！ 会社・法人の登記

会社・法人の登記事項に
変更があった場合には、
その登記をする義務があります。



外国会社が、初めて代表者を
定めたときは、その登記をする
義務があります。



昭和49年以降、
約68万の休眠会社、
約1万の休眠法人の
職権解散登記

違反者は、裁判所から
**最大100万円の
過料に処せられます。**

休眠会社・
休眠一般法人の
整理作業により

12年間登記をしていない株式会社
5年間登記をしていない一般社団法人
一般財団法人

は、**解散**したものと
みなされます。

事業継続中である場合、法務大臣による公告後**2か月以内**に管轄法務局に届出または登記をする必要があります。
詳細については法務局にお尋ねください。

法務省

令和5年10月発行

はじめに

会社や法人が事業を行う上では、様々な場面で登記の申請が必要となります。
あなたの会社や法人は、登記をしていますか？



登記の申請について

▶ 登記が必要な場合とは？

変更登記

会社や法人の設立後、登記した事項に変更があったときは、**2週間以内に変更の登記をする義務**があります(会社法第915条第1項等)。例えば、会社の商号や本店の所在地、役員に変更があった場合などです。

！ 株式会社の役員には任期があります。全ての役員が再任された場合でも、任期の満了に伴い、**役員変更の登記が必要**になりますので、ご注意ください。

外国会社の登記

外国会社が日本において継続して取引をしようとする場合は、日本における代表者を定めなければならない、初めて日本における代表者を定めたときや、その登記事項に変更があったときは、外国会社の登記が必要です(会社法第933条)。

▶ 登記しないとどうなる？

会社や法人の代表者、外国会社の日本における代表者は、裁判所から**100万円以下の過料**に処せられます(会社法第976条第1号等)。また、株式会社、一般社団法人・一般財団法人については、必要な登記をせずに最後の登記から一定の期間が経過すると、解散したものとみなされる場合があります(詳しくは「休眠会社・休眠一般法人の整理作業について」をご覧ください。)

休眠会社・休眠一般法人の整理作業について

▶ 休眠会社・休眠一般法人とは？

休眠会社 最後の登記から**12年**を経過している**株式会社**(会社法第472条。なお、特例有限会社は含まれません。)

休眠一般法人 最後の登記から**5年**を経過している**一般社団法人または一般財団法人**(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条・第203条。**公益社団法人または公益財団法人**も含まれます。)

！ 最後の登記以降に、登記事項証明書や代表者届出印の印鑑証明書などの交付請求を行っていても関係ありません。

▶ 休眠会社・休眠一般法人の整理作業とは？

毎年10月頃、法務大臣による官報公告が行われ、休眠会社または休眠一般法人に対して、登記所から通知書が送付されます。この公告から**2か月以内**に、「必要な登記申請」または「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしない場合、実際には事業を継続していても、「**みなし解散の登記**」がされます。

この一連の手続を「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」といいます。

休眠整理作業によって、これまでに

休眠会社については約68万社、休眠法人については約1万法人が解散したものとみなされ、

みなし解散の登記がされています(第1回(昭和49年)~第14回(令和4年)実施結果より)。

休眠会社・休眠一般法人の整理作業の流れ

① 法務大臣の公告

毎年10月頃、法務大臣による官報公告(休眠会社または休眠一般法人は、公告から2か月以内に必要な登記をせず、「まだ事業を廃止していない」旨の届出もされないときは、解散したものとみなされる旨の公告)が行われます。

② 通知書の送付

対象となる休眠会社・休眠一般法人に対して、管轄の登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知書が送付されます。

※登記所からの通知書が何らかの理由で届かない場合であっても、これらの手続を行わなければ、みなし解散の対象となります。

③ 「必要な登記申請」をする

①の**公告から2か月以内に、登記(役員変更の登記など)をした**場合、休眠整理作業の対象外となります。ただし、本来申請すべき時期に登記を怠っていた事実は解消されませんので、裁判所から100万円以下の過料に処せられます。

④ 「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする

①の**公告から2か月以内に、「まだ事業を廃止していない」旨の届出**をした場合、当該年度の休眠整理作業の対象外となります。届出をする際は、②の通知書の下段にある「届出書」に所定の事項を記載し、登記所に送付または持参してください。また、代理人によって届出をするときは、委任状の添付が必要です。

通知書を利用できない場合には、届出書様式を参考に必要な事項を記載し、提出してください。

※いずれも、不備があると適式な届出として認められないことがありますので、正確に記載してください。

！ 「まだ事業を廃止していない」旨の届出をした場合であっても、「**必要な登記申請**」を行わない限り、翌年度も「**休眠会社・休眠一般法人の整理作業**」の対象となります。

⑤ みなし解散の登記

①の公告から2か月以内に、上記③または④の手続をしなかった場合、**2か月の期間満了の時に解散したものとみなされ**、登記官が職権で**解散の登記**をします(**みなし解散の登記**)。

なお、みなし解散の登記後であっても、3年以内に限り、株式会社は株主総会の特別決議、一般社団法人・一般財団法人は社員総会の特別決議または評議員会の特別決議によって、会社・法人を継続することができます。

※決議から2週間以内に継続の登記の申請をする必要があります。

